

国内会議開催助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍の影響により、MICEの開催が減少する中、名古屋市内で開催される国内会議の主催者に対し、その開催経費の一部を助成することにより、MICE開催の回復を図り、地域経済の復興に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は、国内に所在する学術団体等が主催する会議（学会、大会、集会、会議等）で、次の各号のいずれかの要件をすべて満たすものとする。

(1) 現地開催国内会議

- ア 主催者は、医学者や科学者等により構成された学術研究の向上を図ることを目的とする学術団体及び教育・研究機関、又は産業・技術の発展を目的とする業界団体等であること。
- イ 主たる会場が名古屋市内であること。
- ウ 経済、産業、学術、文化、国際交流の振興に寄与するものであること。
- エ 営利を目的としないものであること。
- オ 政治目的又は宗教目的を有しないものであること。
- カ 開催会場における総参加者数が300人以上であること。
- キ 会議の日数が3日以上であること。
- ク 名古屋市または（公財）名古屋観光コンベンションビューローから補助金等の交付を受けていないこと。ただし、「新型コロナウイルス感染症対策関連経費助成」、「ユニークベニュー利用促進助成」との併用は可とする。
- ケ 「国際会議開催助成」との併用は不可とする。

(2) ハイブリッド開催国内会議

- ア 現地とオンラインの両方で参加できる形式の会議を開催するものであること。
- イ 主催者は、医学者や科学者等により構成された学術研究の向上を図ることを目的とする学術団体及び教育・研究機関、又は産業・技術の発展を目的とする業界団体等であること。
- ウ 主たる現地会場が名古屋市内であること。
- エ 経済、産業、学術、文化、国際交流の振興に寄与するものであること。
- オ 営利を目的としないものであること。
- カ 政治目的又は宗教目的を有しないものであること。
- キ 開催会場における総参加者数が30人以上であること。
- ク 会議の日数が2日以上で、オンライン上にて動画や静止画を活用した名古屋市

のPRを実施すること。

ケ 名古屋市または（公財）名古屋観光コンベンションビューローから補助金等の交付を受けていないこと。ただし、「新型コロナウイルス感染症対策関連経費助成」、「ユニークベニュー利用促進助成」との併用は可とする。

コ 「国際会議開催助成」との併用は不可とする。

2 前項の各号の併用は可とする。

（助成対象経費）

第3条 助成対象経費は、前条の会議にかかる経費のうち次の各号に掲げる経費とする。

（1）現地開催国内会議に係る経費

会場借上費、印刷製本費、広報活動費、会議運営費（招聘旅費を含む）、事務局費、その他、（公財）名古屋観光コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める経費

（2）名古屋市内の事業者からの調達に要したハイブリッド開催国内会議に係る経費

通信機材、オンライン回線、アカウント等設備費、オペレーター等配信にかかる人件費、配信会場借上費、その他、（公財）名古屋観光コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める経費

2 前条第2項の助成対象経費について、前項第1号の会場借上費、前項第2号の配信会場借上費は、同じ会場を使用する場合、前項第1号の会場借上費のみを対象経費とする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、下表に掲げる額を限度とし、かつ前条第1項第1号の助成額を助成対象経費の10%以内（千円未満端数切捨）とし、前条第1項第2号の助成額を助成対象経費の50%以内（千円未満端数切捨）とする。

（1）現地開催国内会議

開催会場における総参加者数	限度額
300人以上	300千円
600人以上	700千円
1,000人以上	1,000千円

（2）ハイブリッド開催国内会議

開催会場における総参加者数	限度額
30人以上	200千円

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする国内会議主催者(以下「申請者」という。)は、原則として開催予定日の3ヶ月前までに、交付申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 助成金の適正な運用を期するため、理事長は、前条の申請があったときは、申請案件が第2条に定める要件を満たすものであるかを提出された書類により審査し、予算の範囲内において、交付の決定をするものとする。

(交付決定通知)

第7条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、国内会議開催助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 申請者は、申請書提出後に、開催計画、収支計画等の申請内容を変更しようとするときは、軽微な変更である場合を除き、内容変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、会議終了後すみやかに、事業実績報告書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 理事長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、第6条の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、国内会議開催助成金確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第11条 申請者は、前条の通知を受けたときは、国内会議開催助成金支払請求書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の助成金の交付申請があったときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消又は助成金の返還)

第12条 理事長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部の取消、もしくは既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は助成金交付決定通知に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。

(遅延利息)

第13条 申請者は、前条の規定に基づき助成金の返還を命じられ、これを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)について、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号)第20条に規定する割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない理由があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(検査等)

第14条 理事長は、助成金の適正な運用を図るため、必要があるときに申請者に対して報告を求め又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

(関係帳簿等の整備保存)

第15条 申請者は、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、関係帳簿及び証拠書類を整備保存しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要綱の定めるもののほか、助成の実施に関する必要な事項は理事長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

3 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。